

和牛遺伝資源保護に関する 過去の検討経緯

家畜の遺伝資源保護に関する検討会の概要

- 平成18年に家畜の遺伝資源の保護に関する検討会を設置し、輸出を防止するための法的規制の可能性についても議論。

家畜の遺伝資源保護に関する検討会について

【開催期間】

平成18年4月～平成19年8月まで （計6回開催）

【検討会委員（役職等は当時）】

秋岡榮子（経済エッセイスト）

沖谷明紘（日本獣医生命科学大学名誉教授）

土肥一史（一橋大学大学院国際企業戦略科教授）

中村和宏（弁理士）

◎松川 正（（社）畜産技術協会参与）

吉川広司（家畜人工授精事業体協議会代表）

吉村豊信（（社）全国和牛登録協会専務理事）

※ ◎は、座長。

検討会における法的規制に関する議論

- ① 植物品種では、種苗法における育成者権が設定され、かつ新品種保護のための国際条約（UPOV）が存在しているが、家畜の場合、均一性や安定性などが欠如するため、種苗と同様な育成者権を設定することは困難。
- ② 外為法では、武器や弾薬、有限天然資源の輸出を規制しているが、同様な形で和牛遺伝資源の輸出を規制することは、GATTとの整合性上、困難。



- ③ このため、取り得る対応としては、
 - ・ 団体主導による輸出自粛の活動
 - ・ 精液等の流通管理の取組
 - ・ 国内産和牛表示の厳格化等の推進が可能。

知的財産をめぐる種苗と和牛の違い

植物(種苗)

和牛

【国際ルール】

「植物の新品種の保護に関する国際条約 (UPOV条約)」が存在。

→ 種苗の輸出入を含む各種の行為に対し、育成者権の保護のための権利行使が可能。

国際的なルールがない。

→ 国際的にも、家畜の遺伝資源そのものに育成権を設定し、取り扱う例はない。

【国内制度】

種苗法に基づく種苗登録制度により、種苗の育成者権を保護。

和牛遺伝資源について、育成者権等の知的財産の保護制度はない。

【品種としての特徴】

次の場合に品種登録を受けることができる。

- ① 新しい品種と他の品種との区別が、特性の全部又は一部によって明確になされること。(区分性)
- ② 同一の繁殖の段階に属する植物体のすべてが特性の全部において十分に類似していること。(均一性)
- ③ 繰り返し繁殖させた後においても特性の全てが変化しないこと。(安定性)

→ 品種としての特性が固定。

→ 市場に流通している収穫物から同じ特性の植物を増殖することは極めて容易。

和牛の場合、区分性、均一性、安定性が確保できない。

→ 精液や受精卵の段階では形質は未確定。
→ 精液や受精卵だけでは産子の能力は不明であり、同じ能力の牛を増殖することは困難。

植物品種と動物品種の違い

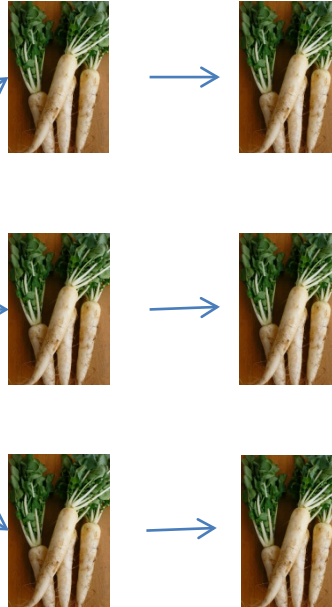
<植物>



区別性

均一性

安定性

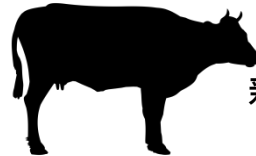


植物品種の場合、同じ品種の種子は、同じ遺伝子型を持ち、基本的に同じ形質となり(均一性)、他の品種と異なった形質を示し(区別性)、世代が変わっても同じ(安定性)。

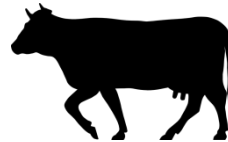
<動物>



全兄弟(同じ父母)であっても



親よりも小さい



親よりも肉質が悪い



親よりも肉質が良い

動物品種の場合、品種間の能力にばらつきがあり、その産子に現れる結果もばらつく。

⇒区別性、均一性、安定性が確保できない。

物品等の輸出規制について（外為法に基づく輸出貿易管理令）

〔外国為替及び外国貿易法に基づく輸出貿易管理令〕

- 外為法は、外国貿易等が自由に行われることを基本とし、必要最小限の管理・調整により、我が国経済の健全な発展に寄与することを目的としている(1条)。
 - 特に、貨物の輸出は、この法律の目的に合致する限り、最小限度の制限の下に、許容される(47条)。
- 具体的には、以下の場合に限って、特定地域への特定種類の貨物の輸出を制限。
 - ① 国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなるもの
 - ② 国際収支の均衡の維持、外国貿易及び国民経済の健全な発展、条約その他の国際約束の誠実な履行、国際平和のための国際的な努力への寄与等
- 上記の「特定種類の貨物」、「特定地域」等は、“輸出貿易管理令”に規定。
- なお、輸出貿易管理令に輸出規制を規定するためには、外為法の目的に合致する必要がある、
そのために、当該規制が、外国貿易及び国民経済の健全な発展等に資する他の法制度(国内措置)、
条約(国際約束)等の実施に必要な措置の一部であることが求められる。

外為法

貨物の輸出規制は、
最小限度。

輸出貿易管理令

- ・国際的な平和及び安全の維持
 - ・国内需要の確保
 - ・輸出急増、過当競争又は仕向地における輸入制限の防止
 - ・国際協定等による規制
 - ・輸出禁制
- 等のある必要があるため、輸出承認等を行う物資を列挙。

外国為替、外国貿易その他の
対外取引が自由に行われること
を基本。

制限の必要性

国内措置

国際約束

の実施に必要な措置の一部であること。

GATT11条 数量制限の一般的廃止

Article XI General Elimination of Quantitative Restrictions

1. No prohibitions or restrictions other than duties, taxes or other charges, whether made effective through quotas, import or export licences or other measures, shall be instituted or maintained by any contracting party on the importation of any product of the territory of any other contracting party or on the exportation or sale for export of any product destined for the territory of any other contracting party.

【第十一条 数量制限の一般的廃止】

1. 締約国は、他の締約国の領域の製品の輸入について、又は他の締約国の領域に仕向けられる製品の輸出若しくは輸出のための販売について、割当によると、輸入又は輸出の許可によると、その他の措置によるとを問わず、関税その他の課徴金以外のいかなる禁止又は制限も新設し、又は維持してはならない。

GATT20条 一般的例外

Article XX General Exceptions

(b) necessary to protect human, animal or plant life or health;
(g) relating to the conservation of exhaustible natural resources if such measures are made effective in conjunction with restrictions on domestic production or consumption;

【第二十条 一般的例外】

この協定の規定は、締約国が次のいずれかの措置を採用すること又は実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、それらの措置を、同様の条件の下にある諸国の間において任意の若しくは正当と認められない差別待遇の手段となるような方法で、又は国際貿易の偽装された制限となるような方法で、適用しないことを条件とする。

(b) 人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置。

(g) 有限天然資源の保存に関する措置。ただし、この措置が国内の生産又は消費に対する制限と関連して実施される場合に限る。

家畜の遺伝資源保護の保護に関する検討会における中間取りまとめの概要 (平成18年8月3日公表)

1 精液の流通管理の徹底

- ・ 流通管理の徹底のための関係者間の意識の醸成。「遺伝資源活用協議会の設立」
 - ・ 家畜改良増殖法に基づくチェック体制の構築
- ⇒ 不正流通抑制のため、関係者団体等による輸出自粛等の取組。
- ⇒ 家畜改良増殖法に基づく証明書における「譲渡及び譲受」の記載。

2 和牛表示の厳格化

- ・ 和牛と表示できる牛肉について「和牛等特色ある食肉表示に関するガイドライン」を制定
 - ・ 和牛統一マーク、地域団体商標等の活用推進
- ⇒ 消費者の認識に合致した「和牛」の表示を厳格化。

3 和牛の改良生産体制の強化等

- ・ 海外の追随を許さない優れた和牛の生産、改良速度の向上
- ⇒ 和牛改良の推進による能力向上、遺伝的多様性確保のための取組の推進。

精液等の流通管理の徹底 ①

① 団体主導による輸出自粛の活動

○（公社）全国和牛登録協会をはじめとする国内の生産者団体等を中心に、和牛遺伝資源の国内活用や輸出の自粛に関する取組を展開。



和牛遺伝資源国内活用協議会 会員名簿

（平成30年6月27日現在）

公益社団法人 全国和牛登録協会	茨城県農林水産部畜産課
一般社団法人 日本短角種登録協会	神奈川県肉用牛協会
一般社団法人 日本あか牛登録協会	岐阜県畜産研究所
一般社団法人 日本家畜人工授精師協会	滋賀県畜産振興協会
一般社団法人 家畜改良事業団	京都府農林水産部畜産課
（独）家畜改良センター	兵庫県農政環境部農林水産局畜産課
一般社団法人 ジェネティクス北海道	鳥取県畜産試験場
（株）十勝家畜人工授精所	岡山県（農林水産部畜産課）
一般社団法人 宮崎県家畜改良事業団	広島県農林水産局畜産課
鹿児島県種雄牛協会	香川県農政水産部畜産課
公益社団法人 沖縄県家畜改良協会	高知県農業振興部畜産振興課
北海道立総合研究機構	佐賀県農林水産部畜産課
農業研究本部畜産試験場	長崎県農林部畜産課
一般社団法人 北海道家畜人工授精師協会	熊本県農林水産部生産経営局畜産課
青森県農林水産部畜産課	大分県農林水産研究指導センター
岩手県農林水産部畜産課	畜産研究部
宮城県農林水産部畜産課	宮崎県農政水産部畜産新生推進局
秋田県畜産試験場	畜産振興課
山形県農林水産部畜産課	鹿児島県農政畜産課
福島県（農林水産部畜産課）	沖縄県畜産研究センター

（ ）内は担当部署

和牛遺伝資源国内活用協議会 賛助会員名簿

- 一般社団法人 全国肉用牛振興基金協会
- 公益社団法人 中央畜産会
- 公益社団法人 日本食肉格付協会
- 公益社団法人 畜産技術協会
- 一般社団法人 岩手県畜産協会

精液等の流通管理の徹底 ②

② 精液の流通管理の取組等の推進

- 平成19年に家畜改良増殖法施行規則を改正し、「精液証明書」等の裏面に、「譲渡及び譲受」の欄を設け、流通管理を厳格化。

表

第 150 号
(番号又は記号)

凍結

家畜人工授精用精液証明書

精液を採取した種畜	種畜証明書番号	11234567890	種畜の等級	1級
	名	前	浦田博	
	家畜登録機関名及び登録番号	全国和牛登録協会	黒原◇◇◇◇	
	種類及び品種	肉用牛	黒毛和種	
精液採取年月日		平成29年4月1日		
種畜飼養者の住所及び氏名又は名称		東京都□□市1-1-1 ××人工授精所		印
獣医師（家畜人工授精師）の登録番号（免許番号）及び住所、氏名		同上 東京都第◆◆号	△△ △△	印

備考

- この証明書は、家畜人工授精用精液の容器に添付すること。
- 精液を凍結処理した場合は、用紙の右肩に「凍結」と記載すること。
- この証明書が添付されている容器の精液の注入を受けた雌畜の飼養者から授精証明書の交付を要求されたときは、この証明書を授精証明書にはり付けること。授精証明書の交付を要求される前においては、この証明書を家畜人工授精簿に添付しておくこと。ただし、家畜人工授精簿が電磁的記録により作成されている場合にあっては、必要ときに速やかに家畜人工授精簿に記録されている事項と照合できるよう適切に保管しておくこと。
- この証明書が添付されている容器の精液を用いて家畜体外授精を行ったときは、この証明書を家畜人工授精簿に添付しておくこと。ただし、家畜人工授精簿が電磁的記録により作成されている場合にあっては、必要ときに速やかに家畜人工授精簿に記録されている事項と照合できるよう適切に保管しておくこと。
- 後代検定期間中等の保管精液であって、検定終了後その精液を家畜人工授精所から譲渡する時に、当該精液を採取した種畜の等級が変わっていれば、その種畜証明書番号及び種畜の等級を併記しても差し支えない。
- （番号又は記号）の欄には、家畜人工授精用精液を収めた容器を識別することができる番号又は記号を表示することができる。

（日本工業規格 A 7）

裏

譲渡・経由の確認

譲渡者の住所、氏名又は名称及び譲渡をした年月日	譲受者の住所、氏名又は名称及び譲受けをした年月日
東京都□□市1-1-1 ××人工授精所 H29. 5. 1	東京都▽▽市 ▼▼農協 H29. 5. 1
東京都▽▽市 ▼▼農協 H29. 5. 10	東京都▽▽市▲▲町 ◎◎ ◎◎ H29. 5. 10

（参考）注入又は体外授精記録

獣医師（家畜人工授精師）の登録番号（免許番号）及び氏名	東京都 第 ■■ 号 ◎◎ ◎◎ 印
注入を受けた雌畜の飼養者又は体外授精に係る未受精卵の所有者の氏名又は名称	〇〇 〇〇
注入を受けた雌畜又は体外授精に係る未受精卵を採取した卵巣を採取した雌畜の名前	あきこ 3
家畜登録機関名及び登録番号	全国和牛登録協会 黒◇◇◇◇◇◇◇◇
注入又は体外授精年月日	平29. 5. 15

備考

譲渡・経由の確認の表中の「譲渡した年月日」には、施設から出した年月日を、「譲受けをした年月日」には施設に入れた年月日を、それぞれ記載する。

和牛表示の厳格化

国内産和牛表示の厳格化

- 和牛の表示についてガイドラインを策定し、和牛に該当する品種の定義を規定。また、国内で出生した牛であること等を規定。
- さらに、国内の登録機関が発行する登録証明書により証明できること等を要件化。

和牛等特色のある食肉の表示に関するガイドライン（抄） （平成19年3月20日 食肉の表示に関する検討会）

1 「和牛」の表示方法

（1）「和牛」と表示できる牛肉は、①の要件を満たすことが、家畜改良増殖法に基づく登録制度等により証明でき、かつ、①及び②の要件を満たすことが、牛トレーサビリティ制度により確認できる牛の肉とする。

① 次に掲げる品種のいずれかに該当する牛であること。

- イ 黒毛和種
- ロ 褐毛和種
- ハ 日本短角種
- ニ 無角和種
- ホ イ～ニまでに掲げる品種間の交配による交雑種
- ヘ ホに掲げる品種とイからホまでに掲げる品種間の交配による交雑種

② 国内で出生し、国内で飼養された牛であること。

（2）（1）の「登録制度等により証明」できるものとは、次に掲げる書類のいずれかを有しているものとする。

①（社）全国和牛登録協会、（社）日本あか牛登録協会又は（社）日本短角種登録協会（以下「家畜登録機関」という。）が発行する次の書類。

- イ 登録証明書
- ロ 子牛登記証明書
- ハ 血統を証明する書類

② 家畜改良増殖法に基づき獣医師、家畜人工授精師又は種畜の飼養者が交付する次の書類で、本牛の品種又は品種の組合せを明らかにするもの。ただし、本牛の両親である牛が①に掲げる書類を有していることが確認できるものに限る。

- イ 授精証明書
- ロ 体内・体外受精卵移植証明書
- ハ 種付証明書